7長薬発第55号
令和7年4月8日

地域薬剤師会長　　様
同　薬局部会長　　様

長野県薬剤師会
会長　藤森　和良

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における組合員等の
一部負担金の免除措置の延長について及び
東日本大震災の被災者の一部負担金等免除証明書の取扱いについて

平素、本会の運営に際しまして、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、日本薬剤師会から別添のとおり通知がありました。

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における組合員及び被扶養者の一部負担金の免除措置の延長等について、今般、福島県飯舘村の一部及び葛尾村の一部の帰還困難区域について、令和7年3月31日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる方針が示されたことを踏まえ、延長期間を令和7年9月30日までとするとのことです。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、貴会（貴部会）会員にご周知下さいますよう、よろしくお願いします。

一般社団法人　長野県薬剤師会
事務局長　小池
医薬品情報室係長 小林／保険医療課長 桐山
〒390-0802　松本市旭2-10-15
℡0263-34-5511　FAX0263-34-0075

日 薬 業 発 第 12 号
令 和 7 年 4 月 7 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長　森　昌 平

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における組合員等の
一部負担金の免除措置の延長について及び
東日本大震災の被災者の一部負担金等免除証明書の取扱いについて

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、財務省主計局給与共済課長、総務省自治行政局公務員部福利課及び厚生労働省保険局保険課ほかより下記のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における組合員及び被扶養者の一部負担金の免除措置の延長等については、令和７年３月６日付け日薬業発第 471 号ほかにてお知らせしたところです。

今般、福島県飯舘村の一部及び葛尾村の一部の帰還困難区域について、令和７年３月 31 日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる方針が示されたことを踏まえ、延長期間を令和７年９月 30 日までとするとのことです。

該当都道府県薬剤師会におかれましては、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

記

- 「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する財政支援の延長について」の一部改正について（令和７年３月 28 日付け事務連絡、厚生労働省保険局医療課）
- 「東日本大震災の被災者の一部負担金等免除証明書の取扱い等について」の一部改正について（令和７年３月 28 日付け事務連絡、厚生労働省保険局医療課）

- 「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における組合員及び被扶養者の一部負担金の免除措置の延長等について」の一部改正について（令和７年３月 28 日付け事務連絡、総務省自治行政局公務員部福利課）
- 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における組合員等の一部負担金の免除措置の延長について及び東日本大震災の被災者の一部負担金等免除証明書の取扱いについて（令和７年３月 31 日付け事務連絡、財務省主計局給与共済課長）

以上

事　務　連　絡
令和７年３月 28 日

関 係 団 体　　御中

厚生労働省保険局医療課

避難指示区域等における被保険者等の一部負担金等の免除措置に対する
財政支援の延長について

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて連絡するとともに別添団体各位に協力を依頼しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

事　務　連　絡
令和７年３月 28 日

地方厚生（支）局保険主管課・医療課
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）
　後期高齢者医療主管課（部）
都道府県総務主管部（局）市区町村主管課
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
全国健康保険協会
健康保険組合
御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療課
厚生労働省保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室
総務省自治税務局市町村税課

「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における
被保険者等の一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する
財政支援の延長について」の一部改正について

東日本大震災による被災者であって、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示区域等における被保険者等の一部負担金及び国民健康保険料（税）・後期高齢者医療の保険料の免除措置の取扱い等については、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する財政支援の延長について」（令和７年２月 20 日付け厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課・医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）で示したところです。

今般、福島県飯舘村の一部及び葛尾村の一部の帰還困難区域について、令和７年３月 31 日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる方針が示されたことを踏まえ、当該事務連絡を別添のとおり改正することとしたので、貴管内保険者及び関係団体においては、適切な取扱いがなされるよう御配慮をお願いいたします。

（修正箇所は下線を引いた部分）

事　務　連　絡
令和７年２月20日
（令和7年3月28日一部改正）

地方厚生（支）局保険主管課・医療課
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）
　後期高齢者医療主管課（部）
都道府県総務主管部（局）市区町村主管課
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
全国健康保険協会
健康保険組合
御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療課
厚生労働省保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室
総務省自治税務局市町村税課

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する財政支援の延長について

東日本大震災による被災者であって、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示区域等（※1）（以下「避難指示区域等」という。）における被保険者等の一部負担金及び国民健康保険料（税）・後期高齢者医療の保険料（以下「保険料（税）」という。）の免除措置の取扱い等については、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する財政支援の延長について」（令和６年２月 22 日付け厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課・医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）において、一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する財政支援を延長することとしていました。

今般、一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する財政支援の期間を、下記のとおり延長することを予定していますので、内容を御了知いただくとともに、貴管内保険者及び関係団体においては、適切な取扱いがなされるよう御配慮をお願いいたします。

なお、下記の内容については、令和７年度政府予算案の可決・成立が前提となり、具体的な財政支援の内容については、追ってお知らせする予定であることを申し添えます。

記

１　一部負担金の免除措置に対する財政支援について

・　帰還困難区域及び上位所得層（※２）を除く旧避難指示区域等（※３）（平成 26 年までに指定が解除された旧避難指示解除準備区域等を除く。）の被保険者等（東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した被保険者等を含む。以下同じ。）の一部負担金であって、令和８年２月 28 日までの間に係るもの

・　令和７年３月 31 日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる帰還困難区域（飯舘村の一部及び葛尾村の一部）の上位所得層の被保険者等（東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した被保険者等を含む。以下同じ。）の一部負担金であって、令和７年９月 30 日までの間に係るもの

について、別途通知する減免基準に基づいて行う免除措置に対し、令和７年度において、令和７年２月 28 日までと同様の財政支援を予定していること。

なお、平成 26 年までに指定が解除された旧避難指示解除準備区域等の被保険者等の一部負担金であって、令和７年３月 31 日までに受けた療養に係る一部負担金について、令和７年度の財政支援を予定している。ただし、令和６年度までに財政支援を受けているものは除く。

２　令和７年度相当分の保険料（税）の免除措置に対する財政支援について

①　平成 28 年中に避難指示区域等の指定が解除された上位所得層を除く旧避難指示区域等の被保険者（東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した被保険者を含む。）の令和７年度相当分の保険料（税）額であって、令和８年３月 31 日までに普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。）が到来するものの金額の半額について、別途通知する減免基準に基づいて行う免除措置に対し、財政支援を予定していること。

②　帰還困難区域及び上位所得層を除く旧避難指示区域等（平成 28 年までに避難指示区域等の指定が解除された区域を除く。）の被保険者（東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した被保険者を含む。）の令和７年度相当分の保険料（税）額であって、令和８年３月 31 日までに普通徴収の納期限が到来するものの金額、及び

令和７年３月 31 日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる帰還困難区域（飯舘村の一部及び葛尾村の一部）の上位所得層の被保険者等の令和７年度相当分の保険料（税）額であって、令和８年３月 31 日までに普通徴収の納期限が到来するもののうち、令和７年４月分から９月分までに相当する月割算定額

について、別途通知する減免基準に基づいて行う免除措置に対し、令和７年度において、令和７年３月 31 日までと同様の財政支援を予定していること。

３　令和６年度相当分の保険料（税）の免除措置に対する財政支援について

避難指示区域等の被保険者に係る保険料（税）について、「東日本大震災により被災した被保険者に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援の基準について」（令和６年７月３日付け保国発 0703 第２号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）及び「令和６年度後期高齢者医療災害臨時特例補助金の交付申請及び後期高齢者医療の特別調整交付金の交付について」（令和６年７月５日付け保高発 0705 第１号厚生労働省保険局高齢者医療課長通知）において示した減免基準に基づいて行う令和６年度相当分の保険料（税）の免除措置については、令和７年３月 31 日までの間に普通徴収の納期限が設定されているものを財政支援の対象とすることとしているが、令和６年度末に資格を取得したこと等により令和７年４月以後に普通徴収の納期限が到来するものについても、その全額を令和７年度の特別調整交付（補助）金により財政支援する予定であること。

４　特定健康診査の自己負担金の免除措置等に要した費用への財政支援の延長について

・　帰還困難区域及び上位所得層を除く旧避難指示区域等（平成 26 年までに指定が解除された旧避難指示解除準備区域等を除く）の被保険者等の特定健康診査（高齢者保健事業における健康診査を含む。以下同じ。）の自己負担金の免除及び被災先との健診単価の差額に対する助成措置

・　令和７年３月 31 日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる帰還困難区域（飯舘村の一部及び葛尾村の一部）の上位所得層の被保険者等に対して行った、令和７年９月 30 日までの間に係る特定健康診査の自己負担金の免除及び被災先との健診単価の差額に対する助成措置

については、令和７年度において、令和７年３月 31 日までと同様の財政支援を予定していること。

（※１）「避難指示区域等」とは、①警戒区域、②計画的避難区域、③緊急時避難準備区域、④特定避難勧奨地点（ホットスポット）の４つの区域等をいう（いずれも、解除・再編された場合を含む）。

（※２）「上位所得層」とは、

①　健康保険及び船員保険については、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 40 条第１項及び船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 16 条第１項に規定する標準報酬月額が 53 万円以上に該当する被保険者

②　国民健康保険については、世帯に属する国民健康保険の被保険者について、令和６年（一部負担金の免除措置の場合にあっては、令和７年７月までの間において、令和５年）の国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 29 条の３第２項に規定する基準所得額を合算した額が、600 万円を超える世帯

③　後期高齢者医療制度については、世帯に属する後期高齢者医療の被保険者について、令和６年（一部負担金の免除措置の場合にあっては、令和７年７月までの間において、令和５年）の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）第 18 条第１項第２号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が、600 万円を超える世帯

（※３）「旧避難指示区域等」とは、平成 25 年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）、平成 26 年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部および南相

馬市の特定避難勧奨地点)、平成 27 年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域（楢葉町の一部)、平成 28 年度及び平成 29 年４月１日に指定が解除された旧居住制限区域等　（葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯舘村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部)、令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等（双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部）の区域等、令和４年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（葛尾村の一部、大熊町の一部、双葉町の一部及び浪江町の一部）の区域、令和５年度に指定が解除された特定復興再生拠点区域（飯舘村の一部及び富岡町の一部）の区域及び令和７年３月 31 日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる帰還困難区域（飯舘村の一部及び葛尾村の一部）をいう（ただし、令和７年３月 31 日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる帰還困難区域（飯舘村の一部及び葛尾村の一部）に係る取扱いについては、飯舘村の一部及び葛尾村の一部の帰還困難区域について、指定の解除が政府の指示どおりとなることを想定したものであり、今後決定される解除予定日によっては、当該取扱いが変わり得る。)。

事　務　連　絡
令和７年３月 28 日

関 係 団 体　　御中

厚生労働省保険局医療課

東日本大震災の被災者の一部負担金等免除証明書の取扱い等について

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて連絡するとともに別添団体各位に協力を依頼しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

事　務　連　絡
令和７年３月 28 日

日本医師会
日本歯科医師会　御中
日本薬剤師会

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療課
厚生労働省保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室

「東日本大震災の被災者の一部負担金等免除証明書の取扱い等について」の一部改正について

公的医療保険制度について、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

東日本大震災の被災者の一部負担金等免除証明書の取扱い等については、「東日本大震災の被災者の一部負担金等免除証明書の取扱い等について」（令和７年２月 20 日付け厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課・医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室事務連絡）で示したところです。

今般、福島県飯舘村の一部及び葛尾村の一部の帰還困難区域について、令和７年３月 31 日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる方針が示されたことを踏まえ、当該事務連絡に添付した資料を別添のとおり改正することとしたので、御了知いただくとともに、貴管下の会員等に対し、周知方よろしくお取り計らい願います。

（修正箇所は下線を引いた部分）

別添１

事　務　連　絡
令和７年３月 28 日

地方厚生（支）局保険主管課・医療課
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）
　後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
全国健康保険協会
健康保険組合
御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療課

「東日本大震災の被災者の一部負担金等免除証明書の取扱いについて」の一部改正について

東日本大震災の被災者における一部負担金の免除措置に対する財政支援の取扱いについては、「東日本大震災の被災者の一部負担金等免除証明書の取扱いについて」（令和７年２月 20 日付け厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課事務連絡）で示したところです。

今般、福島県飯舘村の一部及び葛尾村の一部の帰還困難区域について、令和７年３月 31 日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる方針が示されたことを踏まえ、当該事務連絡を別添のとおり改正することとしたので、貴管内保険者及び関係団体においては、適切な取扱いがなされるよう御配慮をお願いいたします。

（修正箇所は下線を引いた部分）

事　務　連　絡
令和７年２月20日
（令和7年3月28日一部改正）

地方厚生（支）局保険主管課・医療課
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）
　後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
全国健康保険協会
健康保険組合
御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療課

東日本大震災の被災者の一部負担金等免除証明書の取扱いについて

東日本大震災の被災者における一部負担金の免除措置に対する財政支援の取扱いについては、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する財政支援の延長について」（令和７年２月20日付け厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課・医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）及び「避難指示区域等以外の東日本大震災による被災地域における被保険者及び旧避難指示区域等の上位所得層の被保険者の一部負担金の免除及び保険料（税）の減免に対する財政支援について」（令和７年２月20日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）において示しているところですが、一部負担金等免除証明書（以下「免除証明書」という。）の取扱い等については、下記のとおり予定していますので、内容を御了知いただくとともに、貴管内保険者及び関係団体においては、適切な取扱いがなされるよう御配慮をお願いいたします。

なお、下記の内容については、令和７年度政府予算案の可決・成立が前提となることを申し添えます。

記

（１）　健康保険、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険者等においては、一部負担金の免除措置の対象となる被保険者等（以下「免除対象者」という。）に対し、免除証明書を交付すること。

（２）　東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う旧避難指示区域等（※）の被保険者等の一部負担金の免除措置については現在、一部負担金の免除基準である「東日本大震災の被災者に対する一部負担金の支払いの免除の要件に関する取扱いについて」（平成 29 年９月 29 日付け保保発 0929 第１号及び第２号厚生労働省保険局保険課長通知。）の１④から⑥まで、「東日本大震災により被災した国民健康保険の被保険者に対する一部負担金の支払いの免除の要件に関する取扱いについて」（令和６年９月 30 日付け保国発 0930 第１号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知。）の１⑥から⑧まで並びに「東日本大震災により被災した後期高齢者医療制度の被保険者に対する一部負担金の支払いの免除の要件に関する取扱いについて」（平成 29 年９月 29 日付け保高発 0929 第１号厚生労働省保険局高齢者医療課長通知。）の１⑥から⑦の２までに基づき、上位所得層の被保険者等を対象外としている。

この点、上位所得層の被保険者等であることの判定は、

①健康保険及び船員保険については、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 40 条第１項及び船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 16 条第１項に規定する標準報酬月額が 53 万円以上に該当する被保険者

②国民健康保険については、世帯に属する国民健康保険の被保険者について、令和６年（令和７年７月までの場合にあっては、令和５年）の国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 29 条の３第２項に規定する基準所得額を合算した額が、600 万円を超える世帯

③後期高齢者医療制度については、世帯に属する後期高齢者医療の被保険者について、令和６年（令和７年７月までの場合にあっては、令和５年）の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）第 18 条第１項第２号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が、600 万円を超える世帯

に該当するかどうかを基準とすることとしていることから、旧避難指示区域等の被保険者等に対しては、令和７年７月 31 日（健康保険及び船員保険については同年８月 31 日）を有効期限の目安として免除証明書を交付し、それ以降の取扱いについては、上記①から③までにより、上位所得層となる被保険者等を判断した上で、引き続き免除対象者となるものに対して、同日以降も有効となる免除証明書を改めて交付する等、免除証明書の交付にあたり留意すること。なお、この際、平成 27 年までに避難指示区域等の指定が解除された区域等の被保険者については、令和８年度から対象外とする予定であることを踏まえ、これらの者に交付する免除証明書の有効期限は、令和８年３月 31 日とすることが考えられること。

（３）　令和７年３月 31 日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる帰還困難区域（飯舘村の一部及び葛尾村の一部）の被保険者等の一部負担金の免除措置について、令和７年 10 月１日以降は、上位所得層の被保険者等を対象外とする予定としている。

この点、上位所得層の被保険者等であることの判定は、（２）①から③までに該当するかどうかを基準とすることとしていることから、免除証明書の交付にあたっては、当該区域の被保険者等に対しては、令和７年９月 30 日を有効期限とする免除証明書を交付し、同年 10 月１日以降の取扱いについては、上位所得層となる被保険者等を判断した上で、引き続き免除対象者となるものに対して、同日以降も有効となる免除証明書を改めて交付する等、留意すること。

（４）　保険医療機関等の窓口においては、有効期限が切れていない免除証明書を提示した免除対象者についてのみ、一部負担金の支払を免除すること。

（５）　免除対象者が、保険医療機関等の窓口で免除証明書を提示できなかった場合には、「東日本大震災による被災者に係る医療保険の一部負担金等（窓口負担）の免除に関する Q&A について」（平成 23 年５月 18 日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡・同日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡）でお示しした取扱いと同様に、別紙１（Q&A）のとおり取り扱うこととすること。

（６）　免除証明書の取扱いについては、別紙２を活用し、周知を実施していただきたいこと。

なお、別紙２については、別途、保険医療機関等に対して送付し、周知の協力を依頼していること。

（※）「旧避難指示区域等」とは、平成 25 年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）、平成 26 年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部および南相馬市の特定避難勧奨地点）、平成 27 年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域（楢葉町の一部）、平成 28 年度及び平成 29 年４月１日に指定が解除された旧居住制限区域等（葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯舘村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部）、令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等（双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部）の区域等、令和４年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（葛尾村の一部、大熊町の一部、双葉町の一部及び浪江町の一部）の区域、令和５年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（飯舘村の一部及び富岡町の一部）の区域及び令和７年３月 31 日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる帰還困難区域（飯舘村の一部及び葛尾村の一部）をいう（ただし令和７年３月 31 日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる帰還困難区域（飯舘村の一部及び葛尾村の一部）に係る取扱いについては、飯舘村の一部及び葛尾村の

一部の帰還困難区域について、指定の解除が政府の指示どおりとなることを想定したものであり、今後決定される解除予定日によっては、当該取扱いが変わり得る。）。

（様式例）

国民健康保険一部負担金等免除証明書

被保険者 記号・番号	記　　号		番　　号	
被保険者氏名			生年月日	.　　.
世帯主氏名 又は 組合員氏名				
住　　所				
特例の内容 及び 有効期限	○　一部負担金の免除 （令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで）			

上記のとおり証明する。

令和　　年　　月　　日

市　　町　　村　　長　　印
（国民健康保険組合理事長）

この証は、東日本大震災により被災した被保険者が保険医療機関等で診療等を受けた際に支払う一部負担金等の免除措置を受けられることを証明するものです。

1．保険医療機関等の窓口で、この証明書を資格確認書等に添えて提出してください。

2．被保険者の資格がなくなったとき又はこの証の有効期限に至ったときには、直ちにこの証を市町村（組合）に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。

3．この証の記載事項に変更があったときは、14 日以内に、この証を添えて、市町村（組合）にその旨を届け出て下さい。

4．不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

別紙１

医療保険の一部負担金の免除について（医療機関、患者あてのＱ＆Ａ）
（市町村国民健康保険・後期高齢者医療制度・健康保険・船員保険）

【一部負担金の還付関係等】

問１　一部負担金等免除証明書（以下「免除証明書」という。）の有効期限後、医療機関等の窓口で有効期限が更新された免除証明書を提示できなかった場合、一部負担金は免除にならないのか。

（答）

免除証明書の有効期限後は、有効期限が更新された免除証明書を医療機関等に提示しない場合、原則として一部負担金の支払いが必要になります。ただし、免除証明書が手元に届いていない場合など、提示できなかったことがやむを得ないと認められるときは、ご加入の医療保険の保険者に申請を行うことにより、支払った額の還付を受けることができます。

問２　保険者から還付を受けるためには、どのような書類が必要になるのか。

（答）

すでに支払ってしまった一部負担金の還付を受けるためには、ご加入の医療保険の保険者に還付申請書を提出する必要があります。還付申請書を提出する際には、

①免除証明書（免除証明書の交付申請がお済みでない方は免除申請書）

②医療機関等が発行した領収証など、支払った一部負担金の金額が確認できる書類

を併せてご提示ください。なお、還付申請書を提出する時点で、有効期限が更新された免除証明書が手元に届いていない場合には、ご加入の医療保険の保険者にお問い合わせください。

医療機関等で受診される
東日本大震災の被災者の皆さまへ

厚生労働省
令和７年１月

医療機関等における窓口負担の免除について

① 窓口負担の免除を受けるためには、医療機関等の窓口で、有効期限が切れていない免除証明書を提示する必要があります。

▶ **現在、免除証明書をお持ちの方は、有効期限をご確認ください。**

② 現在お持ちの免除証明書の有効期限後も、ご加入の医療保険の保険者により、引き続き窓口負担が免除されることがあります。

▶ **窓口負担が免除される場合、有効期限が更新された新しい免除証明書を、医療機関等の窓口でご提示ください。**

（※）窓口負担の免除の対象となる要件は、ご加入の医療保険の保険者により異なります。
なお、引き続き窓口負担の免除の対象となる場合、新しい免除証明書はご加入の医療保険の保険者から送付されますので、お手元に届かない場合は、ご加入の医療保険の保険者へお問い合わせください。

⚠ 窓口負担の免除や、免除証明書の取扱いに関して
ご不明な点があれば、ご加入の医療保険の保険者へ
お問い合わせください。

◎ 次の場合の自己負担額の免除については、平成24年２月29日までで終了しています。
- 入院時の食費、居住費
- 被保険者証を医療機関等の窓口で提示できなかった場合
- 柔道整復師、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師による施術　等

別添２

事　務　連　絡
令和７年３月28日

地方厚生（支）局保険主管課・医療課
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）
　後期高齢者医療主管課（部）
都道府県総務主管部（局）市区町村主管課
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
全国健康保険協会
健康保険組合
御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療課
厚生労働省保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室
総務省自治税務局市町村税課

「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における
被保険者等の一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する
財政支援の延長について」の一部改正について

東日本大震災による被災者であって、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示区域等における被保険者等の一部負担金及び国民健康保険料（税）・後期高齢者医療の保険料の免除措置の取扱い等については、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する財政支援の延長について」（令和７年２月20日付け厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課・医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）で示したところです。

今般、福島県飯舘村の一部及び葛尾村の一部の帰還困難区域について、令和７年３月31日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる方針が示されたことを踏まえ、当該事務連絡を別添のとおり改正することとしたので、貴管内保険者及び関係団体においては、適切な取扱いがなされるよう御配慮をお願いいたします。

（修正箇所は下線を引いた部分）

事　務　連　絡
令和７年２月20日
（令和７年３月28日一部改正）

地方厚生（支）局保険主管課・医療課
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）
　後期高齢者医療主管課（部）
都道府県総務主管部（局）市区町村主管課
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
全国健康保険協会
健康保険組合
御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療課
厚生労働省保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室
総務省自治税務局市町村税課

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における
被保険者等の一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する
財政支援の延長について

東日本大震災による被災者であって、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示区域等（※１）（以下「避難指示区域等」という。）における被保険者等の一部負担金及び国民健康保険料（税）・後期高齢者医療の保険料（以下「保険料（税）」という。）の免除措置の取扱い等については、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する財政支援の延長について」（令和６年２月22日付け厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課・医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）において、一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する財政支援を延長することとしていました。

今般、一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する財政支援の期間を、下記のとおり延長することを予定していますので、内容を御了知いただくとともに、貴管内保険者及び関係団体においては、適切な取扱いがなされるよう御配慮をお願いいたします。

なお、下記の内容については、令和７年度政府予算案の可決・成立が前提となり、具体的な財政支援の内容については、追ってお知らせする予定であることを申し添えます。

記

１　一部負担金の免除措置に対する財政支援について

・　帰還困難区域及び上位所得層（※２）を除く旧避難指示区域等（※３）（平成 26 年までに指定が解除された旧避難指示解除準備区域等を除く。）の被保険者等（東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した被保険者等を含む。以下同じ。）の一部負担金であって、令和８年２月 28 日までの間に係るもの

・　令和７年３月 31 日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる帰還困難区域（飯舘村の一部及び葛尾村の一部）の上位所得層の被保険者等（東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した被保険者等を含む。以下同じ。）の一部負担金であって、令和７年９月 30 日までの間に係るもの

について、別途通知する減免基準に基づいて行う免除措置に対し、令和７年度において、令和７年２月 28 日までと同様の財政支援を予定していること。

なお、平成 26 年までに指定が解除された旧避難指示解除準備区域等の被保険者等の一部負担金であって、令和７年３月 31 日までに受けた療養に係る一部負担金について、令和７年度の財政支援を予定している。ただし、令和６年度までに財政支援を受けているものは除く。

２　令和７年度相当分の保険料（税）の免除措置に対する財政支援について

①　平成 28 年中に避難指示区域等の指定が解除された上位所得層を除く旧避難指示区域等の被保険者（東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した被保険者を含む。）の令和７年度相当分の保険料（税）額であって、令和８年３月 31 日までに普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。）が到来するものの金額の半額について、別途通知する減免基準に基づいて行う免除措置に対し、財政支援を予定していること。

②　帰還困難区域及び上位所得層を除く旧避難指示区域等（平成 28 年までに避難指示区域等の指定が解除された区域を除く。）の被保険者（東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した被保険者を含む。）の令和７年度相当分の保険料（税）額であって、令和８年３月 31 日までに普通徴収の納期限が到来するものの金額、及び

令和７年３月 31 日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる帰還困難区域（飯舘村の一部及び葛尾村の一部）の上位所得層の被保険者等の令和７年度相当分の保険料（税）額であって、令和８年３月 31 日までに普通徴収の納期限が到来するもののうち、令和７年４月分から９月分までに相当する月割算定額

について、別途通知する減免基準に基づいて行う免除措置に対し、令和７年度において、令和７年３月 31 日までと同様の財政支援を予定していること。

3　令和６年度相当分の保険料（税）の免除措置に対する財政支援について

避難指示区域等の被保険者に係る保険料（税）について、「東日本大震災により被災した被保険者に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援の基準について」（令和６年７月３日付け保国発 0703 第２号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）及び「令和６年度後期高齢者医療災害臨時特例補助金の交付申請及び後期高齢者医療の特別調整交付金の交付について」（令和６年７月５日付け保高発 0705 第１号厚生労働省保険局高齢者医療課長通知）において示した減免基準に基づいて行う令和６年度相当分の保険料（税）の免除措置については、令和７年３月 31 日までの間に普通徴収の納期限が設定されているものを財政支援の対象とすることとしているが、令和６年度末に資格を取得したこと等により令和７年４月以後に普通徴収の納期限が到来するものについても、その全額を令和７年度の特別調整交付（補助）金により財政支援する予定であること。

4　特定健康診査の自己負担金の免除措置等に要した費用への財政支援の延長について

・　帰還困難区域及び上位所得層を除く旧避難指示区域等（平成 26 年までに指定が解除された旧避難指示解除準備区域等を除く）の被保険者等の特定健康診査（高齢者保健事業における健康診査を含む。以下同じ。）の自己負担金の免除及び被災先との健診単価の差額に対する助成措置

・　令和７年３月 31 日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる帰還困難区域（飯舘村の一部及び葛尾村の一部）の上位所得層の被保険者等に対して行った、令和７年９月 30 日までの間に係る特定健康診査の自己負担金の免除及び被災先との健診単価の差額に対する助成措置

については、令和７年度において、令和７年３月 31 日までと同様の財政支援を予定していること。

（※１）「避難指示区域等」とは、①警戒区域、②計画的避難区域、③緊急時避難準備区域、④特定避難勧奨地点（ホットスポット）の４つの区域等をいう（いずれも、解除・再編された場合を含む）。

（※２）「上位所得層」とは、

①　健康保険及び船員保険については、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 40 条第１項及び船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 16 条第１項に規定する標準報酬月額が 53 万円以上に該当する被保険者

②　国民健康保険については、世帯に属する国民健康保険の被保険者について、令和６年（一部負担金の免除措置の場合にあっては、令和７年７月までの間において、令和５年）の国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 29 条の３第２項に規定する基準所得額を合算した額が、600 万円を超える世帯

③　後期高齢者医療制度については、世帯に属する後期高齢者医療の被保険者について、令和６年（一部負担金の免除措置の場合にあっては、令和７年７月までの間において、令和５年）の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）第 18 条第１項第２号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が、600 万円を超える世帯

（※３）「旧避難指示区域等」とは、平成 25 年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）、平成 26 年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部および南相

馬市の特定避難勧奨地点)、平成 27 年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域（楢葉町の一部)、平成 28 年度及び平成 29 年４月１日に指定が解除された旧居住制限区域等　（葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯舘村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部)、令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等（双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部）の区域等、令和４年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（葛尾村の一部、大熊町の一部、双葉町の一部及び浪江町の一部）の区域、令和５年度に指定が解除された特定復興再生拠点区域（飯舘村の一部及び富岡町の一部）の区域及び令和７年３月 31 日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる帰還困難区域（飯舘村の一部及び葛尾村の一部）をいう（ただし、令和７年３月 31 日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる帰還困難区域（飯舘村の一部及び葛尾村の一部）に係る取扱いについては、飯舘村の一部及び葛尾村の一部の帰還困難区域について、指定の解除が政府の指示どおりとなることを想定したものであり、今後決定される解除予定日によっては、当該取扱いが変わり得る。)。

別添３

事　務　連　絡
令和７年３月28日

都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）
　後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
都道府県総務主管部（局）市区町村主管課
御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
総務省自治税務局市町村税課

「避難指示区域等以外の東日本大震災による被災地域における被保険者及び旧避難指示区域等の上位所得層の被保険者の一部負担金の免除及び保険料（税）の減免に対する財政支援について」の一部改正について

東日本大震災による被災者であって、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示区域等以外の被災地域の被保険者及び旧避難指示区域等の上位所得層の被保険者の一部負担金の免除並びに国民健康保険の保険料（税）及び後期高齢者医療の保険料の減免に対する財政支援については、「避難指示区域等以外の東日本大震災による被災地域における被保険者及び旧避難指示区域等の上位所得層の被保険者の一部負担金の免除及び保険料（税）の減免に対する財政支援について」（令和７年２月20日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）で示したところです。

今般、福島県飯舘村の一部及び葛尾村の一部の帰還困難区域について、令和７年３月31日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる方針が示されたことを踏まえ、当該事務連絡を別添のとおり改正することとしたので、貴管内保険者及び関係団体においては、適切な取扱いがなされるよう御配慮をお願いいたします。

（修正箇所は下線を引いた部分）

事　務　連　絡
令和７年２月 20 日
（令和７年３月 28 日一部改正）

都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）
　後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
都道府県総務主管部（局）市区町村主管課
御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
総務省自治税務局市町村税課

避難指示区域等以外の東日本大震災による被災地域における被保険者及び
旧避難指示区域等の上位所得層の被保険者の一部負担金の免除及び
保険料（税）の減免に対する財政支援について

東日本大震災による被災者であって、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示区域等（※１）（以下「避難指示区域等」という。）以外の被災地域の被保険者及び旧避難指示区域等（※２）の上位所得層（※３）の被保険者の令和６年度における一部負担金の免除並びに国民健康保険の保険料（税）及び後期高齢者医療の保険料（以下「保険料（税）」という。）の減免に対する財政支援については、「避難指示区域等以外の東日本大震災による被災地域における被保険者及び旧避難指示区域等の上位所得層の被保険者の一部負担金の免除及び保険料（税）の減免に対する財政支援について」（令和６年２月 22 日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）でお示ししているところですが、令和７年４月１日以降の取扱いについては、下記のとおり予定していますので、貴管内保険者及び関係団体へ周知いただきますようお願いします。

なお、下記の内容については、令和７年度政府予算案の可決・成立が前提となり、具体的な財政支援の内容については、追ってお知らせする予定であることを申し添えます。

記

１　一部負担金の免除及び保険料（税）の減免に対する財政支援について

（１）旧避難指示区域等（当該区域の避難指示等が令和６年４月１日以前に解除された区域（令和元年 12 月 31 日までに解除された区域を除く。）に限る。）の上位所得層の被保険者に対して、令和７年４月１日から同年 12 月 31 日までの間の一部負担金の免除を行った場合及び令和７年４月１日から同年 12 月 31 日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。）が到来する保険料（税）について減免を行った場合には、国保調整交付金算定省令第６条第１号イ及びニ並びに後期高齢者医療調整交付金算定省令第６条第１号及び第３号の規定による令和７年度の特別調整交付金の交付対象となること。その際、これら各号の規定に基づき、令和７年１月１日から同年 12 月 31 日までの減免額を基準として、交付対象を判断することとなること。

（２）令和７年３月 31 日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる帰還困難区域（飯舘村の一部及び葛尾村の一部）の上位所得層の被保険者（東日本大震災発生後、他市区町村へ転出した被保険者を含む。以下同じ。）に対して、令和７年 10 月１日から同年 12 月 31 日までの間の一部負担金の免除及び令和７年 10 月１日から同年 12 月 31 日までの間に普通徴収の納期限が到来する保険料（税）の減免を行った場合には、令和７年度の国保調整交付金算定省令第６条第１号イ及びニ並びに後期高齢者医療調整交付金算定省令第６条第１号及び第３号の規定による特別調整交付金の交付対象となること。その際、これら各号の規定に基づき、令和７年１月１日から同年 12 月 31 日までの減免額を基準として、交付対象を判断することとなること。

（３）（１）及び（２）による財政支援の対象となる保険者等が、引き続き、令和８年１月１日から同年３月 31 日までの間の一部負担金の免除を行った場合並びに令和８年１月１日から同年３月 31 日までの間に普通徴収の納期限が到来する保険料（税）の減免を行った場合には、その減免に要した費用の 10 分の８を、国保調整交付金算定省令第６条第１号ヲ及び後期高齢者医療調整交付金算定省令第６条第９号の規定による令和８年度の調整交付金の交付対象とする予定であること。

（４）（１）による財政支援の対象とならない場合であっても、避難指示区域等以外の被災地域の被保険者及び旧避難指示区域等（当該区域の避難指示等が令和６年４月１日以前に解除された区域に限る。）の上位所得層の被保険者に対して、令和６年 12 月 31 日以前から引き続き、一部負担金の免除を行った場合及び保険料（税）の減免を行った場合であって、国保調整交付金算定省令第６条第１

号イ及びニ並びに後期高齢者医療調整交付金算定省令第６条第１号及び第３号の規定に基づき、令和６年１月１日から同年 12 月 31 日までの減免額を基準として交付対象を判断した結果、令和６年度についてはこれら各号に該当することとなる保険者等が、引き続き、令和７年１月１日から同年３月 31 日までの間の一部負担金の免除を行った場合及び令和７年１月１日から同年３月 31 日までの間に普通徴収の納期限が到来する保険料（税）の減免を行った場合には、その減免に要した費用の 10 分の８が国保調整交付金算定省令第６条第１号ヲ及び後期高齢者医療調整交付金算定省令第６条第９号の規定による令和７年度の調整交付金の交付対象となること。

（５）（１）から（４）までの保険料（税）の減免措置に対する財政支援は、同一の事由によって市町村民税の減免を行っていることが交付要件となること。

２　一部負担金の免除及び保険料（税）の減免の基準について

（１）１の財政支援の対象となる一部負担金の免除措置の免除基準については、以下のとおりとすること。

①　１（１）、１（３）、及び１（４）の財政支援

「東日本大震災により被災した国民健康保険の被保険者に対する一部負担金の支払いの免除の要件に関する取扱いについて」（令和６年９月 30 日付け保国発 0930 第１号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知。以下「国保一部負担金免除基準通知」という。）及び「東日本大震災により被災した後期高齢者医療制度の被保険者に対する一部負担金の支払の免除の要件に関する取扱いについて」（平成 29 年９月 29 日付け保高発 0929 第１号厚生労働省保険局高齢者医療課長通知。以下「後期高齢者医療一部負担金免除基準通知」という。）において示した免除基準（ただし、国保一部負担金免除基準通知１⑥から⑧及び後期高齢者医療一部負担金免除基準通知⑥から⑧を除く。）とする予定であること。

②　１（２）の財政支援

令和７年 10 月１日以降の一部負担金の免除については、国保一部負担金免除基準通知及び後期高齢者医療一部負担金免除基準通知において示した免除基準（ただし、国保一部負担金免除基準通知１⑥から⑧及び後期高齢者医療一部負担金免除基準通知⑥から⑧を除く。）とする予定であること。

（２）１の財政支援の対象となる保険料（税）の減免措置の減免基準については以下のとおりとすることとしており、関係通知については、追って通知する予定であること。

①　１（１）、１（２）の財政支援及び１（３）の財政支援のうち１（１）に係るもの

令和７年度相当分の保険料（税）額であって、令和８年３月 31 日までに普通徴収の納期限が到来するものについて、「東日本大震災により被災した被保険者に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援の基準について」（令和６年７月３日付け保国発 0703 第２号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知。以下「国保保険料（税）減免基準通知」という。）の２（１）①から⑤の各ⅱ並びに「令和６年度後期高齢者医療災害臨時特例補助金の交付申請及び後期高齢者医療の特別調整交付金の交付について」（令和６年７月５日付け保高発 0705 第１号厚生労働省保険局高齢者医療課長通知。以下「後期高齢者医療保険料減免基準通知」という。）の２（２）①から⑤と同様の基準とする予定であること。

② １（４）の財政支援のうち１（２）に係るもの

国保保険料（税）減免基準通知の２（１）①から⑤の各ⅰ並びに後期高齢者医療保険料減免基準通知の２（２）①から⑤及び⑦と同様の減免基準とする予定であること。

３ 避難指示区域等以外の被災地域の被保険者及び旧避難指示区域等の上位所得層の被保険者に係る一部負担金及び保険料（税）の令和７年４月１日以降の取扱いについては、あらかじめ、市町村と後期高齢者医療広域連合との間で連携し、その対象者や要件について、十分に調整を行うこと。

（※１）「避難指示区域等」とは、①警戒区域、②計画的避難区域、③緊急時避難準備区域、④特定避難勧奨地点（ホットスポット）の４つの区域等をいう（いずれも、解除・再編された場合を含む）。

（※２）「旧避難指示区域等」とは、平成 25 年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）、平成 26 年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部および南相馬市の特定避難勧奨地点）、平成 27 年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域（楢葉町の一部）、平成 28 年度及び平成 29 年４月１日に指定が解除された旧居住制限区域等（葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯舘村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部）、令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等（双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部）の区域等、令和４年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（葛尾村の一部、大熊町の一部、双葉町の一部及び浪江町の一部）の区域、令和５年度に指定が解除された特定復興再生拠点区域（飯舘村の一部及び富岡町の一部）の区域及び令和７年３月 31 日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる帰還困難区域（飯舘村の一部及び葛尾村の一部）をいう（ただし、令和７年３月 31 日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる帰還困難区域（飯舘村の一部及び葛尾村の一部）に係る取扱いについては、飯舘村の一部及び葛尾村の一部の帰還困難区域について、指定の解除が政府の指示どおりとなることを想定したものであり、今後決定される解除予定日によっては、当該取扱いが変わり得る。）。

（※３）「上位所得層」とは、

①国民健康保険については、世帯に属する国民健康保険の被保険者について、令和６年（一部負担金の免除措置の場合にあっては、令和７年７月までの間において、令和５年）の国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 29 条の３第２項に規定する基準所得額を合算した額が、600 万円を超える世帯

②後期高齢者医療制度については、世帯に属する後期高齢者医療の被保険者について、令和６年（一部負担金の免除措置の場合にあっては、令和７年７月までの間において、令和５年）の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）第 18 条第１項第２号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が、600 万円を超える世帯

事　務　連　絡
令和７年３月 28 日

日本医師会
日本歯科医師会　御中
日本薬剤師会

総務省自治行政局公務員部福利課

「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における
組合員及び被扶養者の一部負担金の免除措置の延長等について」の
一部改正について

日頃、地方公務員共済組合制度の円滑な運営にご協力いただき、ありがとうございます。

標記の件について、別添のとおり関係共済組合等に対して通知しましたので、お知らせいたします。

貴会におかれましても、該当する県内の会員に対して、この旨周知いただくようお願いいたします。

（別添）

事　務　連　絡
令和７年３月 28 日

各都道府県市町村担当課　　御中

総務省自治行政局公務員部福利課

「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における
組合員及び被扶養者の一部負担金の免除措置の延長等について」の
一部改正について

東日本大震災による被災者であって、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示区域等における組合員及び被扶養者の一部負担金の免除措置の取扱い等については、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における組合員及び被扶養者の一部負担金の免除措置の延長等について」（令和７年２月 28 日付け事務連絡）で示したところです。

今般、福島県飯舘村の一部及び葛尾村の一部の帰還困難区域について、令和７年３月 31 日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる方針が示されたことを踏まえ、当該事務連絡を別添のとおり改正することとしたので、貴都道府県内の市町村職員共済組合及び都市職員共済組合に対する指導方よろしくお願いします。

（修正箇所は下線を引いた部分）

事　務　連　絡
令和７年２月 28 日
（令和７年３月 28 日一部改正）

各都道府県市町村担当課　　御中

総務省自治行政局公務員部福利課

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における
組合員及び被扶養者の一部負担金の免除措置の延長等について

東日本大震災による被災者であって、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示区域等（※１）における組合員及び被扶養者（以下「組合員等」という。）の一部負担金の免除措置の取扱い等については、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における組合員及び被扶養者の一部負担金の免除措置の延長等について」（令和６年２月 28 日付け事務連絡）において、一部負担金の免除措置の期間を令和７年２月 28 日までとしておりましたが、今般、一部負担金の免除を行う期間を下記のとおり延長することとしましたので、組合員等に対して周知徹底するよう、貴都道府県内の市町村職員共済組合及び都市職員共済組合に対する指導方よろしくお願いします。

記

１　一部負担金の免除措置の期間の延長について

・　帰還困難区域及び上位所得者（※２）を除く旧避難指示区域等（※３）の組合員等（東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した組合員等を含む。）の一部負担金の免除措置については、令和８年２月 28 日まで延長する。

・　令和７年３月 31 日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる帰還困難区域（飯舘村の一部及び葛尾村の一部）の上位所得層の組合員者等（東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した組合員等を含む。以下同じ。）の一部負担金の免除措置については、令和７年９月 30 日まで延長する。

２　一部負担金免除証明書について

（１）　一部負担金の免除措置の対象となる組合員等に対し、免除証明書を交付すること。

（２）　旧避難指示区域等の上位所得者の組合員等を対象外としていることから、旧避難指示区域等の組合員等に対しては、上位所得者となる組合員等を判断した上で、引き続

き免除対象者となるものに対して、令和７年８月 31 日を有効期限とする免除証明書を交付し、同年９月１日以降の取扱いについては、上位所得者となる組合員等を判断した上で、引き続き免除対象者となるものに対して、同日以降も有効となる免除証明書を改めて交付する等、免除証明書の交付にあたり留意すること。なお、この際、平成 27 年までに避難指示区域等の指定が解除された区域等の組合員等については、令和８年度から対象外とする予定であることを踏まえ、これらの者に交付する免除証明書の有効期限は、令和８年３月 31 日とすることが考えられること。

（３）　令和７年３月 31 日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる帰還困難区域（飯舘村の一部及び葛尾村の一部）の組合員等の一部負担金の免除措置について、令和７年 10 月１日以降は、上位所得層の組合員等を対象外とする予定としていること。

この点、免除証明書の交付にあたっては、従前のとおり、令和７年３月 31 日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる帰還困難区域（飯舘村の一部及び葛尾村の一部）の組合員等に対しては、令和７年９月 30 日を有効期限とする免除証明書を交付し、同年 10 月１日以降の取扱いについては、上位所得者となる組合員等を判断した上で、引き続き免除対象者となるものに対して、同日以降も有効となる免除証明書を改めて交付する等、免除証明書の交付にあたり留意すること。

（４）　保険医療機関等の窓口においては、有効期限が切れていない免除証明書を提示した組合員等についてのみ、一部負担金の支払を免除すること。

（※１）「避難指示区域等」とは、①警戒区域、②計画的避難区域、③緊急時避難準備区域、④特定避難勧奨地点（ホットスポット）の４つの区域等をいう（いずれも、解除・再編された場合を含む）。

（※２）「上位所得者」とは、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 43 条第１項に規定する標準報酬月額が 53 万円以上の組合員をいう。

（※３）「旧避難指示区域等」とは、平成 25 年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）、平成 26 年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部及び南相馬市の特定避難勧奨地点）、平成 27 年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域（楢葉町の一部）、平成 28 年度及び平成 29 年４月１日に指定が解除された旧居住制限区域等（葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯舘村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部）、令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等（双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部）、令和４年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（葛尾村の一部、大熊町の一部、双葉町の一部及び浪江町の一部）及び令和５年度に指定が解除された特定復興再生拠点区域（飯舘村の一部及び富岡町の一部）及び令和７年３月 31 日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる帰還困難区域（飯舘村の一部及び葛尾村の一部）をいう（ただし令和７年３月 31 日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる帰還困難区域（飯舘村の一部及び葛尾村の一部）に係る取扱いについては、飯舘村の一部及び葛尾村の一部の帰還困難区域について、指定の解除が政府の指示どおりとなることを想定したものであり、今後決定される解除予定日によっては、当該取扱いが変わり得る。）。

事　務　連　絡
令和７年３月 28 日

地方職員共済組合
（地方共済事務局扱い）
東京都職員共済組合
各指定都市職員共済組合
御中

総務省自治行政局公務員部福利課

「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における
組合員及び被扶養者の一部負担金の免除措置の延長等について」の
一部改正について

東日本大震災による被災者であって、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示区域等における組合員及び被扶養者の一部負担金の免除措置の取扱い等については、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における組合員及び被扶養者の一部負担金の免除措置の延長等について」（令和７年２月 28 日付け事務連絡）で示したところです。

今般、福島県飯舘村の一部及び葛尾村の一部の帰還困難区域について、令和７年３月 31 日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる方針が示されたことを踏まえ、当該事務連絡を別添のとおり改正することとしたので、適切に対応いただきますようよろしくお願いします。

（修正箇所は下線を引いた部分）

事　務　連　絡
令和７年２月 28 日
(令和7年3月28日一部改正)

地方職員共済組合
（地方共済事務局扱い）
東京都職員共済組合
各指定都市職員共済組合
御中

総務省自治行政局公務員部福利課

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における
組合員及び被扶養者の一部負担金の免除措置の延長等について

東日本大震災による被災者であって、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示区域等（※１）における組合員及び被扶養者（以下「組合員等」という。）の一部負担金の免除措置の取扱い等については、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における組合員及び被扶養者の一部負担金の免除措置の延長等について」（令和６年２月 28 日付け事務連絡）において、一部負担金の免除措置の期間を令和７年２月 28 日までとしておりましたが、今般、一部負担金の免除を行う期間を下記のとおり延長することとしましたので、組合員等に対して周知を徹底し、適切に対応いただきますようよろしくお願いします。

記

１　一部負担金の免除措置の期間の延長について

・　帰還困難区域及び上位所得者（※２）を除く旧避難指示区域等（※３）の組合員等（東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した組合員等を含む。）の一部負担金の免除措置については、令和８年２月 28 日まで延長する。

・　令和７年３月 31 日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる帰還困難区域（飯舘村の一部及び葛尾村の一部）の上位所得層の組合員者等（東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した組合員等を含む。以下同じ。）の一部負担金の免除措置については、令和７年９月 30 日まで延長する。

２　一部負担金免除証明書について

（１）　一部負担金の免除措置の対象となる組合員等に対し、免除証明書を交付すること。

（２）　旧避難指示区域等の上位所得者の組合員等を対象外としていることから、旧避難指示区域等の組合員等に対しては、上位所得者となる組合員等を判断した上で、引き続き免除対象者となるものに対して、令和７年８月 31 日を有効期限とする免除証明書を交付し、同年９月１日以降の取扱いについては、上位所得者となる組合員等を判断した上で、引き続き免除対象者となるものに対して、同日以降も有効となる免除証明書を改めて交付する等、免除証明書の交付にあたり留意すること。なお、この際、平成 27 年までに避難指示区域等の指定が解除された区域等の組合員等については、令和８年度から対象外とする予定であることを踏まえ、これらの者に交付する免除証明書の有効期限は、令和８年３月 31 日とすることが考えられること。

（３）　令和７年３月 31 日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる帰還困難区域（飯舘村の一部及び葛尾村の一部）の組合員等の一部負担金の免除措置について、令和７年 10 月１日以降は、上位所得層の組合員等を対象外とする予定としていること。

この点、免除証明書の交付にあたっては、従前のとおり、令和７年３月 31 日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる帰還困難区域（飯舘村の一部及び葛尾村の一部）の組合員等に対しては、令和７年９月 30 日を有効期限とする免除証明書を交付し、同年 10 月１日以降の取扱いについては、上位所得者となる組合員等を判断した上で、引き続き免除対象者となるものに対して、同日以降も有効となる免除証明書を改めて交付する等、免除証明書の交付にあたり留意すること。

（４）　保険医療機関等の窓口においては、有効期限が切れていない免除証明書を提示した組合員等についてのみ、一部負担金の支払を免除すること。

（※１）「避難指示区域等」とは、①警戒区域、②計画的避難区域、③緊急時避難準備区域、④特定避難勧奨地点（ホットスポット）の４つの区域等をいう（いずれも、解除・再編された場合を含む）。

（※２）「上位所得者」とは、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 43 条第１項に規定する標準報酬月額が 53 万円以上の組合員をいう。

（※３）「旧避難指示区域等」とは、平成 25 年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）、平成 26 年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部及び南相馬市の特定避難勧奨地点）、平成 27 年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域（楢葉町の一部）、平成 28 年度及び平成 29 年４月１日に指定が解除された旧居住制限区域等（葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯舘村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部）、令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等（双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部）、令和４年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（葛尾村の一部、大熊町の一部、双葉町の一部及び浪江町の一部）及び令和５年度に指定が解除された特定復興再生拠点区域（飯舘村の一部及び富岡町の一部）及び令和７年３月 31 日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる帰還困難区域（飯舘村の一部及び葛尾村の一部）をいう（ただし令和７年３月 31 日に指

定の解除の決定に向けて取り組んでいる帰還困難区域（飯舘村の一部及び葛尾村の一部）に係る取扱いについては、飯舘村の一部及び葛尾村の一部の帰還困難区域について、指定の解除が政府の指示どおりとなることを想定したものであり、今後決定される解除予定日によっては、当該取扱いが変わり得る。）。

事　務　連　絡
令和７年３月 31 日

日本薬剤師会会長　殿

財務省主計局給与共済課長
山　本　庸　介

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における組合員等の一部負担金の免除措置の延長について及び東日本大震災の被災者の一部負担金等免除証明書の取扱いについて

標記の件について、別添のとおり各共済組合に通知したので了知願います。
なお、貴関係機関、団体等に対する周知徹底方、よろしくお願いします。

事　務　連　絡
令和７年３月３１日

各共済組合担当課長　殿

財務省主計局給与共済課長
山　本　庸　介

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における
組合員等の一部負担金の免除措置の延長について

東日本大震災による被災者であって、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示区域等（※１）における組合員等の一部負担金の免除措置の取扱い等については、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における組合員等の一部負担金の免除措置の延長について」（令和７年２月 27 日付け事務連絡）において、一部負担金の免除措置を延長することとしていました。

今般、福島県飯館村の一部及び葛尾村の一部の帰還困難区域について、令和 7 年 3 月 31 日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる方針が示されたことを踏まえ、当該事務連絡を別添のとおり改正することとしたので、内容を御了知いただくとともに、各共済組合においては、適切な取扱いがなされるよう御配慮をお願いいたします。

（修正箇所は下線を引いた部分）

記

○　一部負担金の免除措置について

・帰還困難区域及び上位所得層（※２）を除く旧避難指示区域等（※３）の組合員等（東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した組合員等を含む。以下同じ。）の一部負担金であって、令和８年２月 28 日までの間に係るもの

・ 令和７年３月 31 日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる帰還困難区域（飯舘村の一部及び葛尾村の一部）の上位所得層の組合員等（東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した被保険者等を含む。以下同じ。）の一部負担金であって、令和７年９月 30 日までの間に係るもの

について、令和７年２月 28 日までと同様の免除措置を行うこと。

（※１）「避難指示区域等」とは、①警戒区域、②計画的避難区域、③緊急時避難準備区域、④特定避難

勧奨地点（ホットスポット）の４つの区域等をいう（いずれも、解除・再編された場合を含む）。

（※２）「上位所得層」とは、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）第 40 条第１項に定める標準報酬の月額が 53 万円以上に該当する組合員

（※３）「旧避難指示区域等」とは、平成 25 年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）、平成 26 年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部および南相馬市の特定避難勧奨地点）、平成 27 年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域（楢葉町の一部）、平成 28 年度及び平成 29 年４月１日に指定が解除された旧居住制限区域等（葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯舘村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部）、令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等（双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部）の区域等、令和４年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（葛尾村の一部、大熊町の一部、双葉町の一部及び浪江町の一部）の区域、令和５年度に指定が解除された特定復興再生拠点区域（飯舘村の一部及び富岡町の一部）の区域及び令和７年３月 31 日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる帰還困難区域（飯舘村の一部及び葛尾村の一部）をいう（ただし、令和７年３月 31 日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる帰還困難区域（飯舘村の一部及び葛尾村の一部）に係る取扱いについては、飯舘村の一部及び葛尾村の一部の帰還困難区域について、指定の解除が政府の指示どおりとなることを想定したものであり、今後決定される解除予定日によっては、当該取扱いが変わり得る。）。

事　務　連　絡
令和７年３月 31 日

各共済組合担当課長　殿

財務省主計局給与共済課長
山　本　庸　介

東日本大震災の被災者の一部負担金等免除証明書の取扱いについて

東日本大震災の被災者における一部負担金の免除措置の取扱いについては、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における組合員等の一部負担金の免除措置の延長について」（令和７年２月 27 日付け事務連絡）において示しているところですが、今般、福島県飯舘村の一部及び葛尾村の一部の帰還困難区域について、令和７年３月 31 日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる方針が示されたことを踏まえ、当該事務連絡を下記のとおり改正することとしたので、内容を御了知いただくとともに、各共済組合においては、適切な取扱いがなされるよう御配慮をお願いいたします。
（修正箇所は下線を引いた部分）

記

（１）　一部負担金の免除措置の対象となる組合員等（以下「免除対象者」という。）に対し、免除証明書を交付すること。

（２）　東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う旧避難指示区域等（※）の組合員等の一部負担金の免除措置については現在、一部負担金の免除基準である「東日本大震災の被災者に対する一部負担金の支払いの免除の要件に関する取扱いについて」（平成 29 年９月 29 日付け事務連絡。以下「一部負担金免除基準通知」という。）の④から⑥並びに「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等における国家公務員共済組合制度関係の特例措置について」（平成 23 年５月 12 日付け事務連絡）に基づき、上位所得層の組合員等を対象外としている。

この点、上位所得層の組合員等であることの判定は、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）第 40 条第１項に定める標準報酬の月額が 53 万円以上に該当する組合員に該当するかどうかを基準とすることとしていることから、旧避難指示区域等の組合員等に対しては、令和７年８月 31 日を有効期

限の目安として免除証明書を交付し、それ以降の取扱いについては、上位所得層となる組合員等を判断した上で、引き続き免除対象者となるものに対して、同日以降も有効となる免除証明書を改めて交付する等、免除証明書の交付にあたり留意すること。

（３） 令和７年３月 31 日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる帰還困難区域（飯舘村の一部及び葛尾村の一部）の組合員等の一部負担金の免除措置について、令和７年 10 月１日以降は、上位所得層の組合員等を対象外とする予定としている。

この点、上位所得層の組合員等であることの判定は、（２）に該当するかどうかを基準とすることとしていることから、免除証明書の交付にあたっては、当該区域の組合員等に対しては、令和７年９月 30 日を有効期限とする免除証明書を交付し、同年 10 月１日以降の取扱いについては、上位所得層となる組合員等を判断した上で、引き続き免除対象者となるものに対して、同日以降も有効となる免除証明書を改めて交付する等、留意すること。

（４） 保険医療機関等の窓口においては、有効期限が切れていない免除証明書を提示した免除対象者についてのみ、一部負担金の支払を免除すること。

（５） 免除対象者が、保険医療機関等の窓口で免除証明書を提示できなかった場合には、「東日本大震災による被災者に係る医療保険の一部負担金等（窓口負担）の免除に関するＱ＆Ａについて」（平成 23 年５月 20 日付け事務連絡）でお示しした取扱いと同様に、別紙１（Ｑ＆Ａ）のとおり取り扱うこととすること。

（６） 免除証明書の取扱いについては、別紙２を活用し、周知を実施していただきたいこと。

（※）「旧避難指示区域等」とは、平成 25 年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）、平成 26 年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部および南相馬市の特定避難勧奨地点）、平成 27 年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域（楢葉町の一部）、平成 28 年度及び平成 29 年４月１日に指定が解除された旧居住制限区域等（葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯舘村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部）、令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等（双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部）の区域等、令和４年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（葛尾村の一部、大熊町の一部、双葉町の一部及び浪江町の一部）の区域、令和５年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（飯舘村の一部及び富岡町の一部）の区域及び令和７年３月 31 日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる帰還困難区域（飯舘村の一部及び葛尾村の一部）をいう（ただし令和７年３月 31 日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる帰還困難区域（飯舘村の一部及び葛尾村の一部）に係る取扱いについては、飯舘村の一部及び葛尾村の一部の帰還困難区域について、指定の解除が政府の指示どおりとなることを想定したものであり、今後決定さ

れる解除予定日によっては、当該取扱いが変わり得る。)。

別紙１

医療保険の一部負担金の免除について（医療機関、患者あてのＱ＆Ａ）
（市町村国民健康保険・後期高齢者医療制度・健康保険・船員保険）

【一部負担金の還付関係等】

問１　一部負担金等免除証明書（以下「免除証明書」という。）の有効期限後、医療機関等の窓口で有効期限が更新された免除証明書を提示できなかった場合、一部負担金は免除にならないのか。

（答）

免除証明書の有効期限後は、有効期限が更新された免除証明書を医療機関等に提示しない場合、原則として一部負担金の支払いが必要になります。ただし、免除証明書が手元に届いていない場合など、提示できなかったことがやむを得ないと認められるときは、ご加入の医療保険の保険者に申請を行うことにより、支払った額の還付を受けることができます。

問２　保険者から還付を受けるためには、どのような書類が必要になるのか。

（答）

すでに支払ってしまった一部負担金の還付を受けるためには、ご加入の医療保険の保険者に還付申請書を提出する必要があります。還付申請書を提出する際には、

①免除証明書（免除証明書の交付申請がお済みでない方は免除申請書）

②医療機関等が発行した領収証など、支払った一部負担金の金額が確認できる書類

を併せてご提示ください。なお、還付申請書を提出する時点で、有効期限が更新された免除証明書が手元に届いていない場合には、ご加入の医療保険の保険者にお問い合わせください。

医療機関等で受診される
東日本大震災の被災者の皆さまへ

厚生労働省
令和７年１月

医療機関等における窓口負担の免除について

① 窓口負担の免除を受けるためには、医療機関等の窓口で、有効期限が切れていない免除証明書を提示する必要があります。

- 現在、免除証明書をお持ちの方は、有効期限をご確認ください。

② 現在お持ちの免除証明書の有効期限後も、ご加入の医療保険の保険者により、引き続き窓口負担が免除されることがあります。

- 窓口負担が免除される場合、有効期限が更新された新しい免除証明書を、医療機関等の窓口でご提示ください。

（※）窓口負担の免除の対象となる要件は、ご加入の医療保険の保険者により異なります。
なお、引き続き窓口負担の免除の対象となる場合、新しい免除証明書はご加入の医療保険の保険者から送付されますので、お手元に届かない場合は、ご加入の医療保険の保険者へお問い合わせください。

⚠ 窓口負担の免除や、免除証明書の取扱いに関して
ご不明な点があれば、ご加入の医療保険の保険者へ
お問い合わせください。

◎ 次の場合の自己負担額の免除については、平成24年２月29日までで終了しています。
- 入院時の食費、居住費
- 被保険者証を医療機関等の窓口で提示できなかった場合
- 柔道整復師、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師による施術　等